

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	障がい者の支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐伯市は障がい者の支援に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県佐伯市長

公表日

令和7年2月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい者の支援に関する事務
②事務の概要	<p>障がい者の支援に関する事務は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)等に基づき障害福祉サービスを提供するとともに、一定の障害程度を満たす者に対し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づき、各種手当を支給するものである。佐伯市では、身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害があるものに対し医療、保健、福祉の観点から様々な支援を行う。</p> <p>①障害児通所給付費等の申請受付、審査、決定に関する事務 ②自立支援区分の認定審査会の開催および認定に関する事務 ③障害福祉サービスの申請受付、支給決定に関する事務 ④障害福祉サービス受給者の国保連合会への異動情報提供および請求情報取込・確認に関する事務 ⑤更生医療、育成医療の申請受付、審査、認定通知書および受給者証発行に関する事務 ⑥精神通院医療の受付、県の認定の申請の受理、住所等変更届の受理、受給者証の再交付に関する事務 ⑦特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受付、審査、決定通知書発行等に関する事務 ⑧補装具の申請受付、審査、決定通知書発行等に関する事務 ⑨地域生活支援事業の申請、支給決定に関する事務 ⑩特別児童扶養手当の受付に関する事務</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・総合福祉WEL+(障がい者)・障害者総合支援給付支払等システム・ニック障害者福祉管理システム・障害支援区分判定ソフト2014・MICJET番号連携サーバ・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none">・障害者総合支援情報ファイル・心身障害者台帳情報ファイル・障害福祉サービス異動請求情報等ファイル・障害福祉サービス受給者台帳・給付情報等ファイル・障害者支援区分情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表9、21、51、67、117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 8、13、16、19、20、42、80、81、85、125、141、152、155の項</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144、145、146の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐伯市総務部総務課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3663
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐伯市福祉保健部障がい福祉課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-4514
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、障がい者の支援に関する事務では、申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力や個人番号及び本人情報が記載された申請書の管理等の特定個人情報の取扱いに関する作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[9) 従業者に対する教育・啓発]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>毎年度に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	菅原 健児	山本 玉代	事後	人事異動のため
平成30年1月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第16、26、56の2、57、87、116項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第7、9、12、15、16、26、56の2、57、72、87、106、114、116項	事前	標準レイアウトの改版によるもの
平成30年6月13日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	障がい福祉課長 山本 玉代	障がい福祉課長	事後	評価書の様式変更によるもの
令和1年5月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②システムの名称	・Acrocity障害者総合支援 ・Acrocity心身障害者台帳 ・障害者総合支援給付支払等システム ・ニック障害者福祉管理システム ・障害支援区分判定ソフト2014 ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ	・総合福祉WEL+（障がい者） ・障害者総合支援給付支払等システム ・ニック障害者福祉管理システム ・障害支援区分判定ソフト2014 ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ	事後	
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策			事後	様式変更に伴う記載追加
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和3年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第7、9、12、15、16、26、56の2、57、72、87、106、114、116項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第108、109、110項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第7、9、12、15、16、26、56の2、57、72、87、106、114、116項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第108、109、110項	事前	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正
令和4年6月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①障害児通所給付費等の申請受付、審査、決定に関する事務（省略） ⑨地域生活支援事業の申請、支給決定に関する事務	①障害児通所給付費等の申請受付、審査、決定に関する事務（省略） ⑨地域生活支援事業の申請、支給決定に関する事務 ⑩特別児童扶養手当の受付に関する事務	事後	事務分掌の変更の記載漏れ（R2年度〜こども福祉課→障がい福祉課へ）
令和6年11月28日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第8、12、34、47、84項	番号法第9条第1項 別表9、21、51、67、117の項	事後	番号法の改正による修正
令和6年11月28日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第7、9、12、15、16、26、56の2、57、72、87、106、114、116項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第108、109、110項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 8、13、16、19、20、42、80、81、85、125、141、152、155の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144、145、146の項	事後	番号法の改正による修正
令和6年11月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和6年11月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和6年11月28日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介入させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新設	[十分である]	事後	重要な変更当たらない。（評価書の様式変更に伴う項目の追加）
令和6年11月28日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介入させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か（判断の根拠）	新設	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、障がい者の支援に関する事務では、申請書に記載された個人情報及び本人情報のデータベースへの入力や個人番号及び本人情報が記載された申請書の管理等の特定個人情報の取扱いに関する作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	重要な変更当たらない。（評価書の様式変更に伴う項目の追加）
令和6年11月28日	Ⅳ リスク対策 9. 監査 実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	事後	評価書の見直しに伴い、最新のものに更新。
令和6年11月28日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	新設	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	重要な変更当たらない。（評価書の様式変更に伴う項目の追加）
令和6年11月28日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	新設	[十分である]	事後	重要な変更当たらない。（評価書の様式変更に伴う項目の追加）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】（判断の根拠）	新設	毎年度に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員（会計年度職員を含む。）等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。	事後	重要な変更に当たらない。 （評価書の様式変更に伴う項目の追加）